

昭和四十年九月二十一日千葉県規則第六十九号

昭和四十三年一月十九日

千葉県規則第一号

平成六年九月二十九日

千葉県規則第六十号

昭和四十三年七月十九日

千葉県規則第四十三号

平成十二年三月十七日

千葉県規則第十六号

昭和四十四年八月十九日

千葉県規則第六十五号

平成十三年三月三十日

千葉県規則第三十六号

昭和四十六年九月十七日

千葉県規則第七十二号

平成十三年九月二十八日

千葉県規則第三百三号

昭和四十七年二月二十二日

千葉県規則第四号

平成十四年三月十二日

千葉県規則第十四号

昭和四十七年七月十一日

千葉県規則第五十一号

平成十四年八月六日

千葉県規則第八十一号

昭和四十八年六月十二日

千葉県規則第四十二号

平成十五年三月二十八日

千葉県規則第四十二号

昭和五十年八月十二日

千葉県規則第四十四号

平成十六年六月二十九日

千葉県規則第四百四十四号

昭和五十二年六月七日

千葉県規則第四十号

平成十七年二月八日

千葉県規則第八号

昭和五十三年四月一日

千葉県規則第十八号

平成十七年六月二十八日

千葉県規則第二百二十八号

昭和五十三年六月六日

千葉県規則第三十六号

平成十七年十一月二十九日

千葉県規則第八十二号

昭和五十三年十月六日

千葉県規則第七十二号

平成二十年三月二十八日

千葉県規則第二十号

昭和五十八年六月十七日

千葉県規則第五十七号

平成二十一年十二月十五日

千葉県規則第九十三号

昭和五十八年八月五日

千葉県規則第六十九号

平成二十三年七月八日

千葉県規則第九十五号

昭和六十一年六月十三日

千葉県規則第四十号

千葉県海面漁業調整規則

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、この規則を制定する。

目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	漁業の許可等（第七条―第三十三条）
第三章	水産資源の保護培養及び漁業取締り等（第三十四条―第五十八条）
第四章	罰則（第五十九条―第六十二条）
附則	

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令とあいまつて、海面における漁業取締、漁業調整及び水産資源の保護培養を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この規則は、法第八十四条第一項に規定する海面に適用する。

（県内に住所を有しない者の申請又は届出）

第三条 県内に住所を有しない者が第二種共同漁業（法第六条第五項第二号に規定する第二種共同漁業をいう。）、中型まき網漁業（法第十六条第一項に規定する中型まき網漁業をいう。）並びに第七条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する漁業に関する事に申請し、又は届け出ようとするときは、その者の住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。

全部改正「平成二二年規則一六号」、一部改正「二四年規則一四号・平成二〇年二〇号」

（代表者の届出）

第四条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、別記第一号様式によるものとする。

（漁業権等に関する申請書の様式）

第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第八条第六項の規定による認可の申請書 別記第二号様式

二 法第十条の規定による免許の申請書 別記第三号様式

一部改正「平成一三年規則三六号」

（小型機船底びき網漁業の地方名称）

第六条 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の上欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地方名称
手繰 第一種 漁業	機船手繰網漁業、手繰網漁業
手繰 第二種 漁業	機船手繰網漁業、自家用えさびき網漁業
手繰 第三種 漁業	貝けた網漁業、貝まき漁業
打瀬 漁業	打瀬網漁業、けた網漁業、貝けた網漁業
その他の小型機船底びき網漁業	板びき網漁業

第二章 漁業の許可等

(漁業の許可)

第七条 次の各号に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号から第十二号までに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第五号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十六号から第十八号までに規定する漁業にあつては、法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- 一 小型まき網（総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。）
- 二 機船船びき網（以下「機船船びき網漁業」という。）
- 三 ごち網（動力漁船を使用するものに限る。以下「ごち網漁業」という。）
- 四 火光利用さば（一本釣又はたもすくいによるものであつて総トン数五トン以上の船舶を使用するものに限る。以下「火光利用さば漁業」という。）
- 五 敷網（さんまを目的とするもの及び総トン数五トン未満の船舶によるものを除く。以下「敷網漁業」という。）

- 六 さし網（流しさし網（いわし、ぶり、さば、又はめぬけを目的とするものに限る。）、まきさし網、狩さし網及び重ね式さし網に限る。以下「さし網漁業」という。）
- 七 はえなわ（総トン数五トン以上の船舶を使用するものに限る。以下「はえなわ漁業」という。）
- 八 固定式さし網（以下「固定式さし網漁業」という。）
- 九 いるか突棒（以下「いるか突棒漁業」という。）
- 十 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下「潜水器漁業」という。）
- 十一 たこつば（以下「たこつば漁業」という。）
- 十二 かご（以下「かご漁業」という。）
- 十三 えびかぶせ網（照明を利用するものに限る。以下「えびかぶせ網漁業」という。）
- 十四 空釣なわ（以下「空釣なわ漁業」という。）
- 十五 葛なわ敷網（動力漁船を使用するものに限る。以下「葛なわ敷網漁業」という。）
- 十六 小型定置網（以下「小型定置網漁業」という。）
- 十七 すだて（以下「すだて漁業」という。）
- 十八 地びき網（以下「地びき網漁業」という。）

一部改正「昭和四六年規則七二号・四七年四号・五〇年四四号・五三年三六号・平成一四年一四号・一六年一四四号・二十年二〇号」

（許可の申請）

第八条 法第六十六条第一項及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、法第六十六条第一項に規定する漁業及び前条第一号から第十二号までに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに別記第四号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 第二十五条の規定により定数が定められた漁業（以下「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第二十二条第一項、第二十七条及び第二十八条第一項の規定により許可の申請をする場合は、この限りではない。

3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。

4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。

5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第一項の申請書のほか、許可に關し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

一部改正「平成一三年規則三六号・一四年一四号・一六年一四四号・二十年二〇号」

（許可の有効期間）

第九条 漁業の許可の有効期間は、三年とする。ただし、第二十七条又は第二十八条第一項の規定によつて許可した場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するよう定めるものとする。

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見をきいて、第一項の期間より短い期間を定めることがある。

（許可証の交付）

第十条 知事は、漁業の許可をしたときは、当該申請者に別記第五号様式の許可証を交付する。

（許可証の携帯義務）

第十一条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換申請その他の事由により、許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しをもってこれに代えることができる。

3 前項の許可証の写しは、許可証の交付又は還付を受けたときは、遅滞なく返納しなければならない。

一部改正「平成一二年規則一六号」

(許可証の譲渡等の禁止)

第十二条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可番号の表示)

第十三条 法第六十六条第一項に規定する漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両げん側のおおむね中央部に別記第六号様式による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 前項の表示をした者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに当該表示を消さなければならない。

(許可等の制限又は条件)

第十四条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は起業の認可をするにあたり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第十五条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容(船舶ごとに許可を要する漁業にあつては漁業種類(当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。)、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。)に違反して当該漁業を営んではならない。

(許可等の変更)

第十六条 漁業の許可又は第二十一条の規定による起業の認可を受けた者が、その漁業許可の内容又は起業の認可を変更しようとするときは、別記第七号様式による申請書を提出して知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第八条第六項の規定を準用する。

(許可証の書換交付の申請)

第十七条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項(漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。)に変更を生じたとき(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わつたとき又は機関換装の終わつたとき)は、すみやかに別記第八号様式により知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十八条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請

しなければならない。

(許可証の書換交付及び再交付)

第十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十六条の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。

二 第十七条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

三 第二十九条第二項の規定による届け出があつたとき。

四 第三十二条第一項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限し、若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第二十条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が前各項の手続をしなければならない。

一部改正「平成一三年規則三六号」

(起業の認可)

第二十一条 漁業の許可を受けようとする者であつて、現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとにあらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに別記第四号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

3 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の認可の申請に準用する。

第二十二条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と

同一であるときは、次条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

- 2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に漁業の許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

(許可等をしない場合)

第二十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合
- 二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
- 三 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合
- 2 知事は、前項第一号又は第二号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 4 知事は、第一項第三号の規定により許可又は認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

一部改正「平成六年規則六〇号」

(許可等についての適格性)

第二十四条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
- 二 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(許可等の定数)

第二十五条 知事は、漁業調整、漁業取締又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第七条各号に規定する漁業及び法第六十六条第一項に掲げる漁業のうち同条第三項の規定により知事が許可することができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることがある。

- 2 知事は、漁業調整上必要があると認めるときは前項の規定により定める定数をさらに海域ごと又は漁業種類ごとに定めることがある。

3 知事は、前二項の定数を定める場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

4 法第六十六条第三項の規定により知事が許可をすることができ船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は第一項の規定によつて知事が定めた定数とみなす。

5 知事は、第一項及び第二項の定数（前項の規定により知事が定めたときを除く。）を定めたときは、これを公示する。

6 第三項及び前項の規定は、第一項及び第二項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

一部改正「平成二〇年規則二〇号」

（許可等の基準）

第二十六条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数をこえる場合は、知事は、少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため、又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。

二 当該漁業の従事者が当該漁業者としてその自立を図ること。

2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば当該漁業の定数をこえることとなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者（当該漁業の許可の有効期間の満了日が第八条第三項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者）が当該漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため改めてした申請（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数をこえないものについてした申請に限る。）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をすると定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をするものとする。

一 当該漁業の操業状況

二 各申請者が当該漁業に依存する程度

三 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第一項又は前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(許可等の特例)

第二十七条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合。

二 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

第二十八条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の理由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとするものが、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これに準ずる場合

二 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。

三 その許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて別に定めて公示するものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

四 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合

2 知事は、前項第二号若しくは第三号の規定に基づき別に定め、又はこれを変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第二十九条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、合併により解散し、又は分割(当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者)当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の取消し)

第三十条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第二十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、その許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により漁業の許可又は起業の認可の取消しをしようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

一部改正「平成六年規則六〇号」

第三十一条 知事は、漁業の許可を受けた者が当該許可を受けた日から六月間又は引続き一年間休業したときは、当該許可を取り消すことがある。

2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、次条第一項若しくは第五十条の規定による処分又は法第六十七条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第六十八条第一項の規定による指示若しくは同条第四項において準用する法第六十七条第十一項の規定による命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の場合には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

- 4 漁業の許可を受けた者が一漁業時期以上休養しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。
- 5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正「平成六年規則六〇号・一二年一六号・一三年一〇三号」

(漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等)

第三十二条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させることがある。

- 2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。
- 3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行うことがある。
- 4 知事は、第一項又は第二項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行うおととするときは、聴聞を行わなければならない。
- 5 第一項及び第二項の場合には、第三十条第二項及び第三項の規定を準用する。

一部改正「平成六年規則六〇号」

(許可等の失効)

第三十三条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第二十九条第一項の規定に基づき承継する場合を除き、

当該許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- 2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、当該許可はその効力を失う。
- 3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可で、次の各号の一に該当するものは、その効力を失う。
 - 一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。
 - 二 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
 - 三 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第三十四条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

一部改正「昭和四十七年規則五一号」

第三十五条 削除「昭和四三年規則一号」

（禁止期間）

第三十六条 次の表の上欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間はこれを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名 称	禁 止 期 間
あ わ び	九月十六日から翌年三月三十一日まで
と こ ぶ し	八月十六日から翌年三月三十一日まで
さ ざ え	六月一日から六月三十日まで
て ん ぐ さ	十一月一日から翌年三月三十一日まで
い せ え び	六月一日から七月三十一日まで
た い ら ぎ	六月一日から十月三十一日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。

（体長等の制限）

第三十七条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第一

名称	大きさ
あ さ り	殻長 二・七センチメートル以下
はまぐり(ちようせんはまぐりを除く。)	殻長 三・〇センチメートル以下
ちようせんはまぐり	殻長 三・〇センチメートル以下
あ わ び	殻長 一二・〇センチメートル以下
と こ ぶ し	殻長 五・五センチメートル以下
さ ざ え	殻高 七・〇センチメートル以下
た い ら ぎ	殻高 一八・〇センチメートル以下
み る く い	殻長 九・〇センチメートル以下
く る ま え び	全長 (眼のつけねから尾端まで) 八・〇センチメートル以下
い せ え び	全長 (眼のつけねから尾端まで) 一三・〇センチメートル以下
う な ぎ	全長 二六・〇センチメートル以下
ま る さ る ぼ う	殻長 五・〇センチメートル以下
ぶ り (も じ や こ)	全長 一五・〇センチメートル以下

種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。

一部改正「昭和五二年規則四〇号・平成二十一年九三号・二十三年九五号」

(漁業の禁止)

第三十八条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならない。

- 一 沖縄式追込網
- 二 空釣こぎ

一部改正「平成二〇年規則二〇号」

(漁法の禁止)

第三十九条 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 集魚灯を使用してする漁法（火光利用さば漁業、総トン数五トン未満の船舶によるさば漁業（二本釣又はたもすくいによるものに限る。）、いか釣漁業及びさんま棒受網漁業を除く。）
- 三 発射装置を使用してする漁法

一部改正「昭和五〇年規則四四号・平成二〇年二〇号」

(漁具の制限)

第四十条 次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合にあつては、当該漁具は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならぬ。

名称	範囲
手繰網（自家用えさびき網を除く。）及び打瀬網	網目 一五センチメートルにつき一四節以下。ただし、東京内湾においては、一八節以下
けた網及び貝けた網	爪の間隔 三・九センチメートル以上
はまぐり（ちようせんはまぐりを除く。）貝まき	かご目又は網目 三・〇センチメートル以上 すの目 一・八センチメートル以上
ちようせんはまぐり貝まき	かご目又は網目 二・三センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上

あ さ り 貝 ま き	か れ い さ し 網	ぱ っ ち 網
かご目又は網目 二・一センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上	網目 六・三センチメートル以上	袋網の最小網目 一五センチメートルにつき三〇節以下。ただし、袋網がもじ網の場合は、一〇五径以下。

2 前項の表中「東京内湾」とは、富津市富津埼突端、第一海堡中心点、第二海堡中心点、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十分十三秒の点及び神奈川県須賀市鴨居観音埼突端を順次結んだ線以北の海域をいう。以下同じ。

一部改正「昭和四七年規則五一号・平成二〇年二〇号・二一年九三号・二三年九五号」

(禁止区域等)

第四十一条 次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

次に掲げる基点甲、点イ、点ロ、点ハ及び基点丙を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とにより囲まれた区域

基点甲 鴨川市大字内浦字寄浦三番地千葉大学海洋バイオシステム研究センター波除護岸東北角の第一標柱

基点乙 鴨川市大字内浦字寄浦二番地の第二標柱

基点丙 鴨川市大字内浦字寄浦一番地の第三標柱

点 イ 基点甲から百二十九度三十分(磁針方位による。以下同じ。)百四十二メートルの点

点 ロ 基点乙から百四十七度三十五分百三十五メートルの点

点 ハ 基点丙から百十二度五十五分九十三メートルの点

全部改正「昭和五八年規則六九号」、一部改正「昭和六二年規則四〇号・平成一六年一四四号・一七年八号」

第四十二条 次に掲げる区域においては、たいを採捕してはならない。

次に掲げる点イ、点ロ、点ハ、点ニ及び点ホを順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

点 イ 鴨川市大字小湊字撫島入道ケ崎の標柱

- 点 ロ 鴨川市大字小湊字撫島の地先八百島中央点
- 点 ハ 鴨川市大字小湊字祓山の地先三平出し最西端
- 点 ニ 鴨川市大字小湊字祓山の地先中根最西端
- 点 ホ 鴨川市大字内浦字寄浦地蔵がいの標柱

一部改正「平成一七年規則八号」

第四十三条 次の表の上欄に掲げる漁業は、それぞれ同表下欄に掲げる区域においては、操業してはならない。

漁業種類	区 域
中型まき網漁業	東京内湾における最低水面下水深八メートルの等深線以浅の海域
小型機船底びき網漁業（第一種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。）	いすみ市太東埼灯台中心点正東（真方位による。以下本条において同じ。）の線以北旭市刑部岬突端正南の線以西における最大高潮時海岸線から二、〇〇〇メートルの線以内の海域及び富津市明鍾岬突端正西の線以北（東京内湾を除く。）における最低水面下水深八メートルの等深線以浅の海域
手繰第一種漁業手繰第二種漁業及び打瀬網漁業のうちけた網漁業	東京内湾における最低水面下水深八メートルの等深線以浅の海域
機船船びき網漁業のうちぱつち網漁業	いすみ市太東埼灯台中心点正東線以南の海域
爪を付した手押しころばし漁業、建干網漁業及びはぜびき網漁業	東京内湾

一部改正「昭和四七年規則五一号・平成一七年八号・平成十七年一二八号・平成十七年一八二号」
 （落のりの採取禁止）

第四十四条 落のりは、採取してはならない。ただし、法第八条の規定に基づき、のり養殖業を営む権利を有する者が当該漁業権の漁場区域内において採取する場合又は知事が海区漁業調整委員会の意見を聞いて許可した者が採取する場合は、この限りではない。

2 第四十九条第二項から第四項まで、及び同条第六項から第九項までの規定は、前項ただし書の許可について準用する。この場合において、第四十九条第二項中「前項」並びに同条第三項、第四項、第六項、第七項及び第九項中「第一項」とあるのは「第四十四条第一項ただし書」と、同条第六項中「当該試験研究等」とあるのは「当該落のりの採取」と、同条第九項中「第七項」とあるのは「同条において準用する第四十九条第七項」と読み替えるものとする。

(電気設備の制限)

第四十五条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船には、一漁船につき同表の下欄に掲げる範囲をこえる電気設備をしてはならない。

漁業種類	総設備容量の範囲
火光利用さば漁業（一本釣又はたもすくいによるものであつて総トン数五トン未満の船舶を使用するものを含む。）	集魚灯に使用する電球七〇〇ワット以下

一部改正「昭和五〇年規則四四号・平成二〇年二〇号」

(漁場内の岩礁破砕等の許可)

第四十六条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬ。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、別記第九号様式による申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による許可に制限又は条件を付けることがある。

(漁船の総トン数及び馬力数の制限)

第四十七条 次の表の上欄に掲げる漁業は、同表の中欄に掲げる区域において、それぞれ同表の下欄に掲げる総トン数又は馬力数を超える

漁船を使用してはならない。

漁業種類	手繰 第三種 漁業	東京湾を除く海域	昭和三十八年四月十九日付け農林省告示第五百一号の 三に規定する海域	総トン数又は馬力数	
				総トン数	機関の馬力数
その他の小型機船底びき網漁業のうち板びき網漁業				一〇トン	四五〇キロワット

2 前項の表中「東京湾」とは、館山市洲の埼灯台中心点と神奈川県城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の海域をいう。

一部改正「昭和四三年規則四三号・平成一四年一四号・八一号」

(遊漁者等の漁具又は漁法の制限)

第四十八条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事して水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲

げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 竿釣及び手釣
- 二 たも網及びすくい式さ手網
- 三 投網（船を使用しないものに限る。）
- 四 貝類徒歩堀（まんが及び貝まきを使用するものを除く。）
- 五 も類の徒手採捕

2 前項各号に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕する場合は、正当なる漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

一部改正「平成一六年規則一四四号」

(試験研究等の適用除外)

第四十九条 この規則の規定のうち、水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しく

は漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、別記第十号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の許可をしたときは、別記第十一号様式による許可証を交付する。
- 4 知事は、第一項の許可をするに当たり制限又は条件を付けることがある。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。
- 6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。
- 7 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、別記第十一号様式の二による申請書を知事に提出し、知事の許可を受けなければならない。
- 8 第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三項中「交付する。」とあるのは、「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
- 9 第十一条の規定は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者について準用する。

一部改正「平成二三年規則九五号」

（許可船舶に対する停泊命令）

第五十条 知事は、漁業の許可を受けた者につき合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定による処分違反する事実があると認める場合において、漁業の取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。法第三十四条第一項の規定による検査を行わせるときもまた同様とする。

- 2 前項前段の規定による停泊期間は、四十日を超えないものとする。
- 3 知事は、前一項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。
- 4 第一項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 5 第一項後段の規定による停泊期間は、十日を超えないものとする。

一部改正「平成六年規則六〇号・一五年四二号」

(船長等の乗組禁止命令)

第五十一条 知事は、漁業の許可を受けた者につき合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定による処分に違反する事実があると認める場合において、漁業の取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

2 前項の場合には、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

一部改正「平成六年規則六〇号・一五年四二号」

(無許可船に対する停泊命令)

第五十二条 知事は、合理的に判断して漁業を営む者が当該漁業の許可を受けず、当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業の取締り上必要があるときは、当該漁業を営む者又は当該漁業を営む者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

2 前項の規定による停泊期間は、四十日を超えないものとする。

3 第一項の場合には、第五十条第三項及び第四項の規定を準用する。

一部改正「平成六年規則六〇号・一五年四二号」

(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚命令等)

第五十三条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けず、若しくは使用しておそれがあることと認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対して期間を指定し、もつぱら当該漁業の用に供されるものと認める漁具、漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることがある。

(停船命令)

第五十四条 漁業監督吏員は、法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をする必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

- 一 別記第十二号様式による信号旗Lを掲げる。
 - 二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。
 - 三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。
- 3 前項において、「長音」又は「長光」とは約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

一部改正「平成一五年規則四二号」

（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）

第五十五条 法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なくその命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置してその旨を知事に届け出なければならない。

（標識の書換え又は再設置等）

第五十六条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

（定置漁業等の漁具の標識）

第五十七条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記第十三号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面一・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

（漁具の標識）

第五十八条 次の各号に掲げる漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者は、その操業中、幹なわ又は網の両端に水面上一・五メートル以上の高さのボンデンを付け、幹なわ又は網の中間に別に定めるところにより、浮標を付けなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデン電灯その他の照明を掲げなければならない。

- 一 はえなわ漁業（総トン数五トン未満の船舶を使用するものを含む。）
- 二 流しさし網漁業（いわし、ぶり、さば、又はめぬけを目的とするものに限る。）
- 三 たこつば漁業

四 かご漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

一部改正「平成二〇年規則二〇号」

第四章 罰 則

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条、第三十四条第一項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七条第一項、又は第四十九条第六項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十四条、第三十二条第一項、第四十六条第三項又は第四十九条第四項（第四十四条第二項及び第四十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

三 第三十二条第一項の規定による操業の停止の命令に違反した者

四 第三十四条第二項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項、又は第五十三条の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

一部改正「昭和四三年規則一号・五三年七二号・五八年五七号・平成二〇年二〇号」

第六十条 第十一条第一項（第四十九条第九項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第十三条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

一部改正「昭和五三年規則七二号」

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第五十九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

一部改正「昭和五三年規則七二号」

第六十二条 第十一条第三項（第四十九条第九項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、

第十二条、第十七条、第十八条、第二十条第一項若しくは第二項、第二十九条第二項、第三十一条第四項若しくは第五項又は第四十九条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

一部改正「昭和五三年規則七二号・平成六年六〇号」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 千葉県海面漁業調整規則（昭和二十六年千葉県規則第七十二号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 旧規則又は法第六十六条第一項の規定に基づいてした許可その他知事の処分であつて、この規則施行の際、現に効力を有するものは、この規則の相当規定又は法第六十六条第一項の規定に基づいてしたものとみなす。
- 4 前項の規定により、この規則又は法第六十六条第一項の規定によりしたものとみなされた許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。
- 5 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて交付した許可証は、この規則の相当規定に基づいて交付した許可証とみなす。
- 6 第七条第三号。第六号（いわし流しし網漁業（東京内湾及び夷隅郡岬町太東埼灯台正東線以北の海域において操業するものに限る。）、ぼらまさし網漁業及び狩さし網漁業を除く。）、第九号簡易潜水器を使用する漁業に限る。）、第十三号（いかを目的とするものを除く。）、及び第十七号に掲げる漁業は、昭和四十年十一月三十日までは、知事の許可を受けないで営むことができる。
- 7 第四十条に規定するはまぐり貝まき、ちようせんはまぐり貝まき及びあさり貝まきについては、漁業協同組合が第一種共同漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて、はまぐり又はあせりを種苗として採捕するため当該漁具を使用する場合に限り、第四十九条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から六十日間知事の許可を受けないで使用することができる。
- 8 第四十一条第一号に掲げる区域において東京水産大学小湊臨海実験場が、同条第二号及び第三号に掲げる区域において千葉県水産試験場がそれぞれ試験研究等のため水産動植物を採捕することについては、第四十九条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から昭和四十年三月三十一日までの間は知事の許可を受けないで採捕することができる。
- 9 この規則施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（昭和四十三年一月十九日規則第一号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前になされたこの規則による改正前の千葉県海面漁業調整規則第三十五条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十三年七月十九日規則第四十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年八月十九日規則第六十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年九月十七日規則第七十二号）

この規則は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年二月二十二日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年七月十一日規則第五十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年六月十二日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年八月十二日規則第四十四号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県海面漁業調整規則第七条第四号の許可（以下「旧許可」という。）を受けている者は、改正後の千葉県海面漁業調整規則第七条第四号の許可を受けた者とみなす。この場合において、当該許可の有効期間は、旧許可の有効期間とする。

附 則（昭和五十二年六月七日規則第四十号）

この規則は、昭和五十二年六月十七日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年六月六日規則第三十六号）

この規則は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年十月六日規則第七十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年六月十七日規則第五十七号）

この規則は、昭和五十八年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年八月五日規則第六十九号）

この規則は、昭和五十八年九月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年六月十三日規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二十九日規則第六十号）

（施行期日）

1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第六十二条の改正規定及び次項の規定は、同年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則（第六十二条の改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年三月十七日規則第十六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の千葉県海面漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第三条の規定によりなされた申請又は届出に係る改正後の千葉県海面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に改正前の規則第十一条第二項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しについては、改正後の規則第十一条第二項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。この場合において、改正後の規則第十一条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十三年三月三十日規則第三十六号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年九月二十八日規則第三百号）

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月十二日規則第十四号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条第一項の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条の規定による海区漁業調整委員会の指示を受けて、いるか突棒漁業を営んでいる者は、改正後の千葉県海面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第七条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間は、知事の許可を受けないで当該漁業を営むことができる。

3 平成十四年四月一日前に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第三条の二第三項の規定による許可の申請をした漁船又は同日前に同法第九条第二項の規定による登録の申請をした漁船に係る推進機関についての改正後の規則第四十七条第一項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行前にした行為及びこの規則の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十四年八月六日規則第八十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年八月十五日から施行する。

（経過措置）

2 平成十四年四月一日前に漁船法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十号）による改正前の漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第三条の二第三項の規定による許可の申請をした漁船又は同日前に同法第九条第二項の規定による登録の申請をした漁船に係る推進機関についての改正後の千葉県海面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第四十七条第一項の規定の適用については、同項中「四五〇キロワット」とあるのは、「九〇馬力」とする。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月二十八日規則第四十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十六年六月二十九日規則第四百四十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県海面漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第七条第十号、第十四号及び第十八号に掲げる漁業について同条の許可（以下「旧許可」という。）又は改正前の規則第二十一条第一項の起業の認可（以下「旧認可」という。）を受けている者は、当該旧許可に係る許可証又は当該旧認可を通知する書面に記載された船舶について、改正後の千葉県海面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第七条又は第二十一条第一項の漁業ごと及び船舶ごとの許可（以下「新許可」という。）又は起業の認可（以下「新認可」という。）を受けたものとみなす。この場合において、新許可の有効期間又は新認可に係る改正後の規則第二十二

条第二項の知事の指定した期間は、旧許可の有効期間又は旧認可に係る改正前の規則第二十二條第二項の知事の指定した期間の残存期間とする。

3 この規則の施行の前日に前項前段の規定により新許可を受けたとみなされる者が申請を行った旧許可に係る船舶並びに同項前段の船舶の総トン数及び推進機関の馬力数の変更については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年二月八日規則第八号）

この規則は、平成十七年二月十一日から施行する。

附 則（平成十七年六月二十八日規則第二百二十八号）

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年十一月二十九日規則第百八十二号）

この規則は、平成十七年十二月五日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第二十号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県海面漁業調整規則第七条各号に掲げる漁業について同条の許可（以下「旧許可」という。）を受けている者は、この規則の施行の日において漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定により知事の許可（以下「新許可」という。）を受けたものとみなす。この場合において、新許可の有効期間は、旧許可の有効期間の残存期間とする。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年十二月十五日規則第九十三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年七月八日規則第九十五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年七月十二日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別記

第1号様式(その1)

代表者選定届

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)㊦

住所

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)㊦

住所

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)㊦

〇〇漁業に係る共同申請の代表者を下記のとおり選定したから、届け出ます。

記

代表者 住所

氏名(法人にあつては、名称)

(その2)

代表者変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)㊦

住所

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)㊦

住所

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)㊦

下記のとおり 年 月 日付け届け出の〇〇漁業に係る共同申請の代表者を変更したから、届け出ます。

記

旧代表者 住所

氏名(法人にあつては、名称)

新代表者 住所

氏名(法人にあつては、名称)

一部改正 [昭和53年規則18号]

第2号様式

漁業権（入漁権）行使規則認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

〇〇漁業協同組合

理事 氏名

㊟

年 月 日千葉県告示第〇号によって公示された〇第〇号に係る漁業権について、別添のように〇〇漁業協同組合〇第〇号〇〇〇漁業権（入漁権）行使規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

一部改正 [昭和53年規則18号]

第3号様式

〇〇漁業免許申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）㊟

年 月 日千葉県告示第〇号によって公示された共（区・定）第〇号漁業の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

一部改正 [昭和53年規則18号]

第4号様式

〇〇漁業許可（起業認可）申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）[㊦]

下記により〇〇漁業の許可（起業の認可）を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 漁獲物の種類
- 4 操業期間
- 5 漁業根拠地
- 6 漁具の種類、規模および数
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 船舶総トン数
 - (4) 推進機関の種類および馬力数
- 8 火光を利用するものにあつては電源の種類、および出力、ならびに集魚灯の数および光力
- 9 潜水器を使用するものにあつては、潜水器の種類、形式および送気装置
- 10 魚群探知器の有無

	許可番号 号
<p>○ ○ 漁 業 許 可 証</p> <p>住所 氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）</p>	
1 漁業種類	
2 操業区域	
3 操業期間	
月	日から
月	日まで
4 船舶	
（1）船名	
（2）漁船登録番号	
（3）総トン数	
（4）機関の種類および馬力数	
5 許可の有効期間	
年	月
年	月
日	日から
日	日まで
6 制限または条件	
年 月 日	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 印 </div>
千葉県知事	

20センチメートル

第 6 号様式

- 1 小型機船底びき網漁業のうち打瀬網漁業の許可番号
の表示

チハ打〇〇〇

- 2 小型機船底びき網漁業のうち自家用えさびき網漁業
の許可番号の表示

チハ自〇〇〇

- 3 小型機船底びき網漁業のうち手繰第 3 種漁業（第一
種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的と
するものに限る。）の許可番号の表示

チハ手〇〇〇

- 4 上記以外の小型機船底びき網漁業の許可番号の表示

チハ〇〇〇

- 5 中型まき網漁業の許可番号の表示

チハ旋〇〇〇

なお、各文字及び数字の大きさは 8 センチメートル以上、太さは 2 センチメートル以上、間隔は 2.5 センチメートル以上とする。

第7号様式

〇〇漁業許可の内容（起業認可）変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）[㊦]

下記により〇〇漁業の許可の内容（起業の認可）変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可（認可）番号
- 3 許可（認可）年月日
- 4 変更しようとする事項

項目	変更前	変更後

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

一部改正 [昭和53年規則18号]

第8号様式

〇〇漁業許可証書換交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）[㊦]

下記により〇〇漁業許可証の書換交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書き換えようとする事項

項 目	現在の許可証記載事項	書き換えようとする内容

- 5 書き換えを必要とする理由

一部改正 [昭和53年規則18号]

第9号様式

岩礁破碎等許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）[㊟]

下記により岩礁破碎（土砂採取、砂れき採取、岩石採取）の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目的
- 2 漁業権の免許番号
- 3 区域
- 4 期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 補償の措置
- 6 その他参考事項

第10号様式

特別採捕許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）[㊦]

下記により特別採捕の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 目的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
千葉県海面漁業調整規則第○条第○項
- 3 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類および馬力数
 - (5) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称および数量（種苗の採捕の場合は、供給先およびその数量）
- 5 採捕の期間
- 6 採捕の区域
- 7 使用漁具および漁法
- 8 採捕に従事する者の住所および氏名

第 1 1 号様式

許可番号第	号
特 別 採 捕 許 可 証	
住所 氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）	
1	適用除外の事項 千葉県海面漁業調整規則第 条第 項
2	採捕する水産動植物の種類、大きさ及び数量
3	採捕の区域
4	採捕の期間
5	使用漁具及び漁法
6	採捕に従事する者の住所及び氏名
7	使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 推進機関の種類及び馬力数
8	許可期間 年 月 日から 日まで
9	制限又は条件
年 月 日	千葉県知事
	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

全部改正 [昭和52年規則40号]

特別採捕許可変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）[㊦]

下記により特別採捕許可の変更について許可を受けたいので申請します。

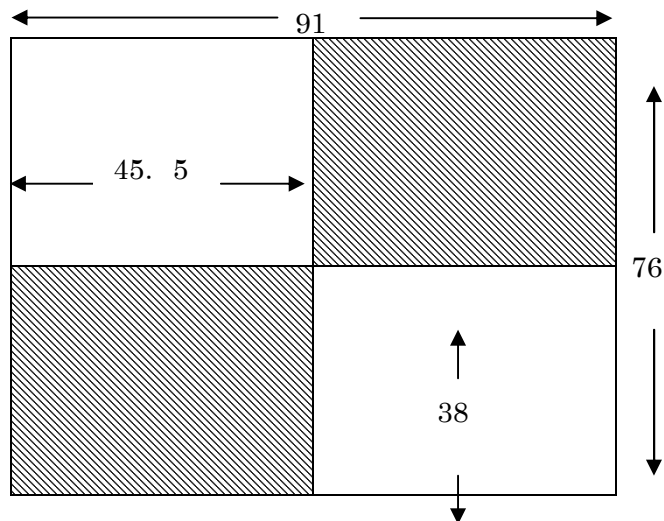
記

- 1 適用除外の事項
千葉県海面漁業調整規則第○条第○項
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	現在の許可証記載事項	変更しようとする事項

- 5 変更を必要とする理由

第十二号様式（第五十四条第二項）

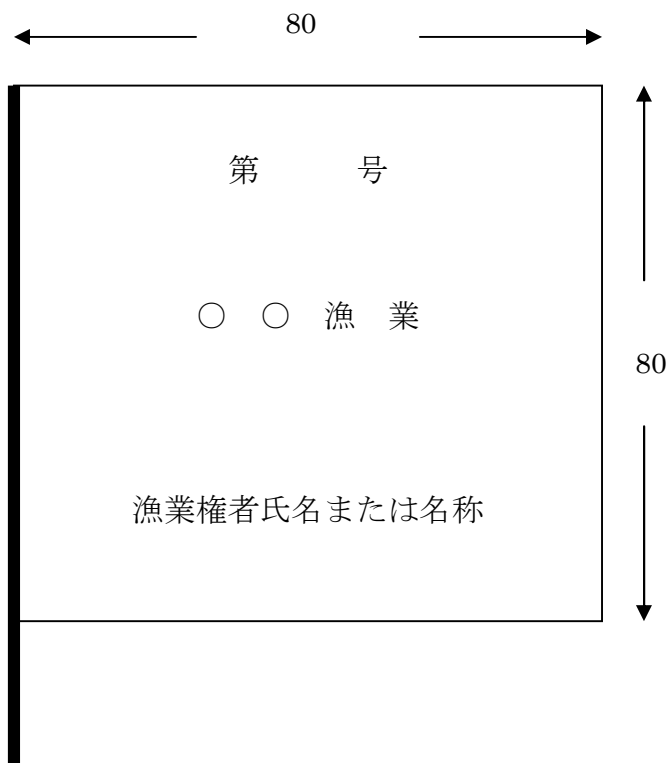


備考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

全部改正 [昭和44年規則65号]、一部改正 [平成15年規則42号]

第13号様式



備考

- 1 本標識は赤色の布地である。
- 2 数字はセンチメートルを示す。